

各発注者における復旧・復興事業の 施工確保対策

○ 国土交通省東北地方整備局	1
○ 農林水産省	7
○ 岩手県	10
○ 宮城県	14
○ 福島県	21
○ 仙台市	32

国土交通省東北地方整備局における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
国土交通省東北地方整備局

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）の実施状況

（1）復興JV制度の活用

・活用状況（港湾空港関係除く：4月30日現在）、39件（H24-36件、H25-3件）

➤ 平成24年度：海岸復旧工事・河川復旧工事等で36件に適用し、7件に申請受付（1JV）。内1件でJVが落札。

➤ 平成25年度：河川復旧工事で3件に適用し、申請なし。

・活用状況（港湾空港関係：4月30日現在） 27件（H24-27件、H25-適用無し）

➤ 平成24年度：2JVの参加資格を決定済。27件に適用し、うち1件でJVが落札。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

・現時点での実績は無し。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

・平成24年2月17日公表し、2月20日以降適用。（1回目）

・平成24年6月19日公表し、6月21日以降適用。（2回目）

・被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、施行済み。

※平成25年4月1日改訂については、4月1日以降契約工事に適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

・平成24年2月17日日本省通知。

・インフレスライドの適用状況（4月30日現在）

➤ 2月の労務単価改定を基準日とする適用：2件

宮城県内道路等2件処理済み

➤ 6月の労務単価改定を基準日とする適用：16件

岩手県内建築1件、宮城県内道路等15件処理済み。

➤ 4月の労務単価改訂を基準日とする適用：140件（内港湾5件）

岩手県内道路48件・港湾3件、宮城県内道路等70件・港湾1件、

福島県内道路等17件、港湾1件協議中。

（単品スライド）

・アスファルト類における対応について、平成25年1月28日付け事務所に通知。

・コンクリート類についての運用について、平成25年4月8日付け事務所に通知。

・単品スライドの適用状況（4月30日現在）

➤ H24-岩手県内道路4件・港湾1件処理済み。岩手県内港湾2件協議中。

(すべてアスファルト合材)

➤ H25- (4月30日現在) 適用無し。

(5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年2月14日日本省通知、4月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
東北6県において適用の旨3月9日付けで事務所通知。
- ・さらに、被災三県においては、市町村をまたがなくとも工事箇所毎の間接費の算定を可能とする旨、平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績 (4月30日現在) : 契約した工事30件 (H24-29件、H25-1件)

- H24-岩手県内道路等6件、宮城県内道路14件、福島県内道路等9件
- H25- (4月30日現在) 宮城県内道路1件

(6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・被災地外からの労働者の確保に要する追加費用への対応については、平成24年2月29日日本省通知、3月1日以降に入札公告を行う工事から適用。
- ・被災三県適用について3月9日付けで事務所通知。
被災三県発注の全工事に適用。
- ・労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について積上により設計変更を可能とする旨については、平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績 (4月30日現在) :

- H24-岩手県内道路4件・宮城県内道路等9件・福島県内道路1件
港湾空港関係工事 6件 (岩手県内3件・福島県内3件) 変更契約済み、
19件協議中
- H25- (4月30日現在) 宮城県内海岸1件・福島県内道路1件

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・本件適用の工事なし。
- ・資材価格の一部 (対象 : 生コン・アスコン・砕石類) の積算に経済調査会・建設物価調査会調査の速報値を (毎月10日調査速報値を毎月15日HPで公表) を活用することで代用。(被災三県8月以降入札工事に適用)

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年6月27日日本省通知、7月1日以降試行適用。
- ・被災三県適用について6月28日付け事務所へ事前通知、
9月19日運用マニュアル通知。

現在の実績(4月30日現在) :

・H24-岩手県内道路1件(碎石)・宮城県内河川1件(仮設材)、海岸1件(石材等)
港湾空港関係(石材等) 13件変更済み、32件協議中。(月日現在)

・H25-(4月30日)実績なし。

- 生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し、建設現場で生産している工事。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港)
- 防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施している工事。(岩手県釜石港)

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

◇建設資材対策東北地方連絡会開催

・H23-3回開催、H24-第1回H24.4.20、第2回H24.7.23、第3回H24.10.1

→建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で共有。
資材ひっ迫状況等必要に応じ、資材別地区別での情報連絡会を開催し、需給に関する情報共有・調整を実施。

※実施状況は別紙のとおり

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 事務所契約締結権限の拡大

【従 来】分任支出負担行為担当官(以下「事務所」という。)における契約締結権限(金額)が制限されているため、発注本数の増加による発注事務の遅れが懸念される。

↓

【現 在】被災エリア内事務所の契約締結権限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図る。

・平成23年12月1日(港湾空港部は平成23年4月13日)より適用し、
4月30日現在、H23-78件、H24-262件、H25-27件の適用。
港湾空港部は、4月30日現在、123件の適用。

(2) 工事規模の拡大に伴う発注標準の配慮

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、効果的に事業を展開し、技術者不足に対処するためには、各々の工事規模を拡大する必要がある。一方で、工事規模の拡大は、発注標準等級の上昇を招くため、従来当該等級の工事を受注していた地域精通度の高い事業者が受注できなくなるというミスマッチが生じることが懸念される。

↓

【現 在】一般土木工事等のうち技術的難易度の低いものについては、発注標準上位等級への参入を可能とすることで事業者の受注機会の確保を図る。

・平成23年12月1日(港湾空港部は平成23年5月13日)より適用し、
4月30日現在、H23-29件、H24-77件、H25-4件に適用。
港湾空港部は、4月30日現在、H23-39件、H24-28件、H25-1件に適用。

(3) 地域要件の拡大

【従 来】東日本大震災の復旧・復興工事を円滑に施工するためには、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保する必要がある。

↓

【現 在】一般土木C工事（拡大C含む）の一部工事において、入札参加者の応募資格を従来県内に本店を有する企業から東北管内に本店を有する企業まで拡大し工事の円滑な施工を確保する。

- ・平成24年6～7月の海岸復旧工事10件に適用。内1件について県外企業が受注。
- ・その後河川復旧工事等に適用中。地元企業の手持ち状況を勘案し適宜活用を図る予定。
- ・また、不調対策として、再公告に当たり地域要件の拡大を適用し対応中。
- ・4月30日現在、43件に適用（H24-42件、H25-1件）し、内6件（H24-6件）で県外企業が受注。（先の海岸復旧工事を含む。）

(4) 一般土木Cランク工事の大型化

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い、一般土木Cランク工事の発注本数が激増することが見込まれるため、発注者・参加企業双方の業務量が増加すると共に、参加企業にとっては、技術者不足が深刻化することが懸念される。

↓

【現 在】技術的難易度の低い、一般土木Cランク工事の発注標準を特例により3億円以上でも可とし、発注ロットを大型化することで、発注者・参加企業双方の業務量の軽減・効率化・参加企業の技術者不足への対応を図り、併せて、地元精通した企業（地元C企業・[東北管内本店C企業（再公告時地域要件拡大試行）・復興JV（宮城県内のみの再公告時地域要件拡大試行）]）が参加し易い環境を整え、企業の受注意欲増大を図る。

- ・平成24年9月3日以降公告案件より適用。
- ・H24-36件に適用。※H25は現時点（4月30日現在）で適用工事なし。
※港湾空港関係工事対象無し

(5) 総合評価落札方式における技術提案一括審査入札方式の試行

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、発注案件毎に異なった技術提案を求め各々審査することは、技術提案の作成に関する参加企業の負担、その評価に関する発注者の負担が増し、復旧・復興事業の円滑な推進への影響が懸念される。

↓

【現 在】工事内容に照らし要求する技術提案のテーマを共通化することのできる工事については、複数の工事に対して1つの技術提案のみを求め、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用することで、発注者・参加企業双方の業務負担を軽減すると共に、スピーディな復旧・復興事業の進捗に寄与する。

- ・平成24年9月3日以降公告案件より適用。
H24-27公告（計73工事）に適用。

(6) 建設資材・労働力確保のための「余裕期間」の活用

【従 来】被災三県において、多くの工事が年度末に完成する状況に対し、年度末を過ぎ発注される工事においては、受注者の施工体制（専任の技術者）確保及び建設資材・労働者の確保が困難となり、入札不調の増加を招く恐れがある。

↓

【現 在】被災三県において、重複する工事期間（年度末迄等）に対して「余裕期間」を設定し、かつ余裕期間内の技術者の専任を要しないとする取り組みを行うことにより、監理技術者等専任の技術者が停滞無く次の復興工事の担当を可能とすること、及び建設資材、労働者確保の計画的な準備を進めることが可能となり、受注者の円滑な工事施行体制の整備が図られる。

・平成 24 年度末までに発注される工事に適用。(平成 25 年 1 月 11 日付事務所通知)

・年度末に限らず、工期が重複し受注者の施行体制確保に影響が懸念される場合にも「余裕期間」の設定を可能とした。(平成 25 年 3 月 7 日付事務所通知)

※実工事期間の 30%を超えず、且つ 3 ヶ月を超えない範囲で設定可能。

(7) 復旧・復興工事情報連絡会（再掲）

【従 来】主要資材に関して「建設資材対策東北地方連絡会」（発注機関、建設業団体、資材業者団体等）を開催し、東北全体の需要供給バランスを情報共有しているが、逼迫する地区に対してより詳細な状況を把握し、情報共有する必要がある。

↓

【現 在】逼迫した地区単位で「復旧・復興工事情報連絡会」、県単位で「分会」を開催し、情報の共有や対応策について意見交換を実施している。

※会議開催は別紙の通り

具体策として、

(河川・道路関係工事)

- ・他地域の生コンクリートを活用し、近隣地域で消波ブロックを製作・運搬
- ・地盤改良に使用する砂については、県内産の供給状況に負担をかけないよう、不足分を他地域から調達
- ・県、民間等と協力し、骨材の新たな調達ルートを開拓し、長期的な安定供給が可能な体制を整備
- ・コンクリート二次製品への転換等を推進（海岸堤防の現場打ち基礎工、現場打ち横断 BOX 等）
- ・更に、生コンクリート等の建設資材不足により、復旧・復興工事の執行に与える影響が大きい場合には、他の工法・構造等への設計変更を検討
- ・生コンクリート J I S マーク認証審査の期間短縮について、認証機関に対し文書要請
- ・アスファルト混合物事前審査について、特例措置として適宜追加申請を受け、認定期間を短縮

(港湾空港関係工事)

- ・災害復旧工事の全体スケジュールと工事概要について HP で公表
- ・工事で大量に使用する石材の安定的確保の観点から石材の使用見込について HP で公表

- ・石材の円滑な調達を目的に、地場地域外からの供給の可能性について全国調査を実施。
- ・供給が逼迫する生コンクリートについて、コンクリートミキサー船と粗骨材等の資材を遠隔地より調達し建設現場で生産。(岩手県宮古港、宮城県仙台塩釜港)
- ・防波堤用ケーソン製作を他地域(千葉、名古屋、三重)で実施し生コンクリートの需要を抑制。(岩手県釜石港)

(8) 復興加速化会議の開催

◇H25. 3. 3 開催 (太田国土交通大臣、宮城県知事等参加)

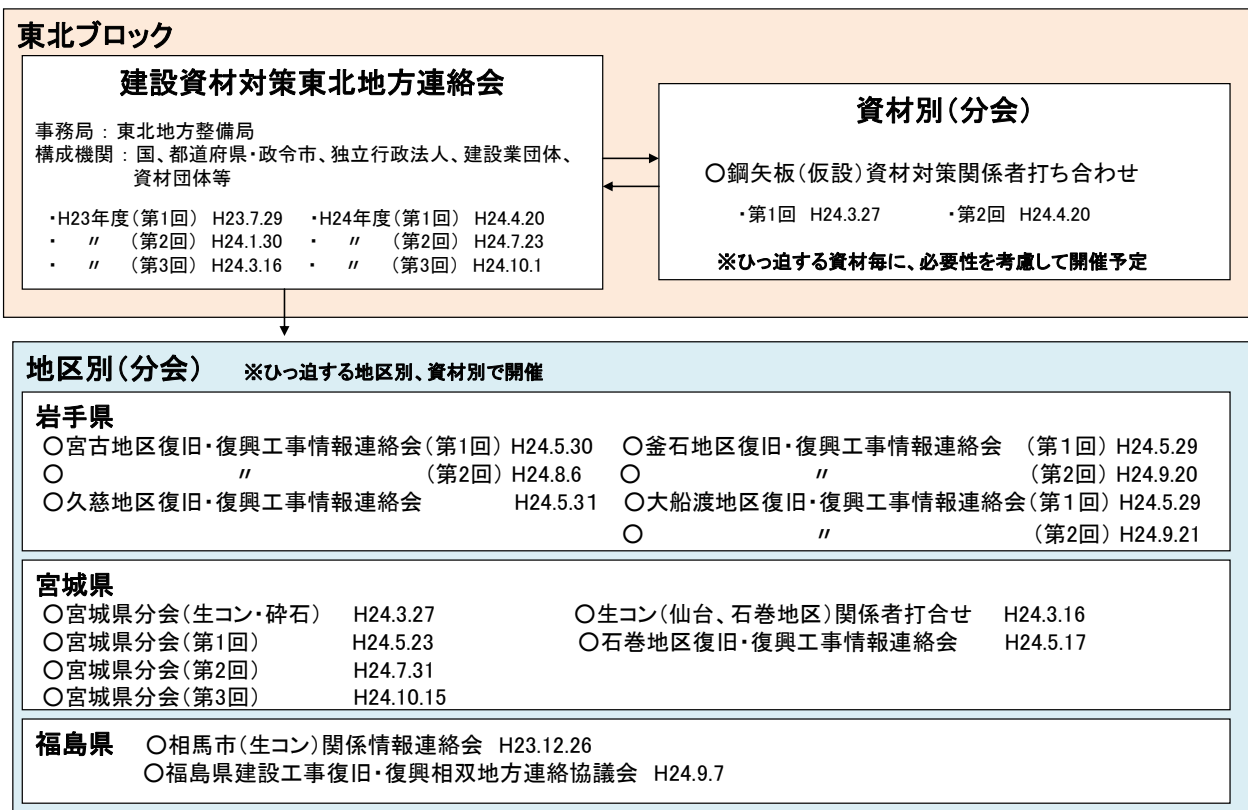
→生コンを中心とした今後の対策について情報共有。各地域の現状に応じた効果的な対策を講ずること、平成26年度に大きな需要が発生する宮古地区・釜石地区に公共プラントの新設を確認。

(9) 川砂の供給支援

→逼迫する生コンクリート用骨材(砂)の供給のため、河川・ダム湖に堆積している砂を本格的に活用し、河川砂の供給支援を行うこととした。

別紙

東日本大震災後の建設資材対策東北地方連絡会の動き



農林水産省における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
農林水産省

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

・平成24年10月10日の国交省通知を受け、下記項目を改正（平成24年10月31日付け大臣官房経理課長通知）。

1) 対象外とする工事について、「2億円程度を上回る工事」から、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」へ改正。

2) 登録について、登録できる共同企業体の数を「2」から「3」へ改正。

・活用状況

4月末時点で10企業体が登録済。

※海岸防災林復旧工事29件に適用、うち10件について復興JVが落札。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

・国土交通省と同様（被災地域において、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度で同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは主任技術者の兼務を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知。）。

※印は、平成25年2月6日付け大臣官房経理課長通知等により追加。

・適用状況

農業農村整備関係工事：8件（4組）の直轄工事に適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

・国土交通省と同様（被災3県において、労務単価が高騰し入札不調等が発生していることを受け、直近の労務費を実態調査し、労務単価を改定。平成24年2月17日、平成24年6月19日及び平成25年3月29日農村振興局長通知等。）。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

・国土交通省と同様（被災3県において、直近の労務費の実態を反映した労務単価の改定にあわせて、既契約工事についてインフレスライドによる請負代金額の変更を可能とした。平成24年2月24日付け大臣官房経理課長通知等。）

・インフレスライドの適用状況

農業農村整備関係工事：26件協議中。

- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定
- ・ 地方自治体を実施する漁港関係工事では、国土交通省と同様（施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成24年9月12日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）。
 - ・ 国土交通省と同様（被災3県において、施工箇所が点在する工事については、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出。平成24年11月30日付け林野庁長官通知、平成25年4月29日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知。）
 - ・ 現時点での実績は無し。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
- ・ 国土交通省と同様（被災3県において、被災地外からの労働者の確保に要する追加費用を予定価格へ反映できるようにした。平成24年3月9日農村振興局整備部設計課長通知等。また、実施後における実績での変更対応も可能とした。平成24年7月6日施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
 - ・ 適用状況
農業農村整備関係工事：4件処理済、1件協議中。
林野関係工事：3件処理済、1件協議中。
- 労働者宿舎を設置する場合の積算
- ・ 国土交通省と同様（労働者宿舎の設置が必要な場合に、設置・撤去に要する費用を予定価格へ反映できるようにした。平成25年2月25日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）
 - ・ 現時点での実績は無し。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・ 国土交通省と同様（被災3県において、労務単価や資材単価の変動が著しく、不調不落が続発、若しくは続発が想定される場合に、見積を活用した単価設定により、予定価格へ反映出来るようにした。平成24年7月6日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）
 - ・ 適用状況
林野関係工事：2件処理済。
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・ 国土交通省と同様（被災3県において、資材の需給状況が逼迫し、遠隔地から資材の調達をせざるを得ない場合に、輸送費や購入費用など調達の実態を反映した設計変更を可能とした。平成24年7月6日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知、平成24年7月9日林野庁森林整備部計画課長通知及び平成24年7月11日水産庁漁港漁場整備部整備課長・防災漁村課長通知。）

・ 現在の実績

農業農村整備関係工事：37件処理済、11件協議中。

林野関係工事：3件処理済、13件協議中。

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・ 建設資材需要連絡会に参画（平成24年6月28日合同会議）するとともに、各地域にて実施されている建設資材対策地方連絡会への参画（平成25年度（第1回）平成25年5月17日：東北地方連絡会宮城県分会）や、発注者協議会等を通じた公共事業における建設資材の需給動向等、情報共有を図っている。

(10) 建設機械の機械損料の補正

- ・ 国土交通省と同様（被災3県において、使用する建設機械の一部について、維持管理費が増大しているため、機械損料の補正を可能とした。平成25年3月29日農村振興局整備部設計課施工企画調整室長通知等。）

2. 各主体として独自に講じている施策

- ・ 専門機関による資材価格の調査について、森林管理局が適時に実施。

岩手県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
岩手県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年8月1日から登録申請受付開始。
- ・平成24年8月13日以降に公告する工事から適用。
- ・5月13日現在、22件の申請があり、21件登録済。（1件は登録後解散）

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・JV代表者は、沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局のいずれかの管内に本社又は本店を有する者で、代表者以外の構成員については、岩手県内に本社又は本店を有する者とする。
 - ・登録について、登録できる共同企業体の数は「2」。
- #### <復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについてへの対応>
- ・今後の見直しについては、入札執行状況等を見極めながら検討を進める。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年3月1日以降に行われる入札公告から適用。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日から適用。
- ・平成24年6月21日から適用。
- ・平成25年4月1日から適用。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年2月20日から適用。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月9日以降に行われる入札公告から適用。
- ・点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事について超えた箇所毎に、共通仮設費、現場管理費を算出する。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、

- ・平成24年3月5日以降に行われる入札公告から適用。

宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・平成24年10月10日以降当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月9日時点で

契約中の工事であること。(平成24年10月9日時点で残工期が2ヶ月未満のものは除く)

- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。

<国交省通知と異なる点(独自部分)>

- ・宿泊費(1泊当り)の上限額を7,428円(税抜き)とする。

(7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・生コンクリート単価の高騰が著しい宮古地区において、平成25年3月31日までの間見積り活用を実施。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・平成24年8月10日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年8月9日時点で契約中の工事であること。
- ・工事施工箇所が沿岸本局、宮古、大船渡、県北本局管内であること。

<国交省通知と異なる点(独自部分)>

- ・対象となる資材は、生コンクリート、石材(砕石、捨石、被覆石等)とする。

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・沿岸4地域(久慈、宮古、釜石、大船渡)で国、県、市町村、業界団体による復旧・復興工事情報連絡会を開催し、生コンクリートや石材などの需給状況について情報共有し、需給がひっ迫している地域について具体的に対応している。

(10) 労働者宿舎設置の積算方法等の試行

- ・実施していない。

(理由：具体的な運用について検討中。)

(11) 単品スライドのコンクリート類についての運用

- ・平成25年5月以降適用予定

(12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正

- ・平成25年7月以降適用予定

(理由：積算システム改良後適用予定。)

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 工事請負契約締結後における単価適用年月の変更

(平成24年8月1日以降入札公告)

(平成25年3月29日以降に当初契約を締結する工事について、岩手県全域に拡大)

【従来】単価適用年月の変更は行わない。

↓

【現在】特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後

に単価適用年月を変更し設計単価を変更することができるようにした。

(2) 沿岸地域復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議の設置（平成 25 年 4 月）

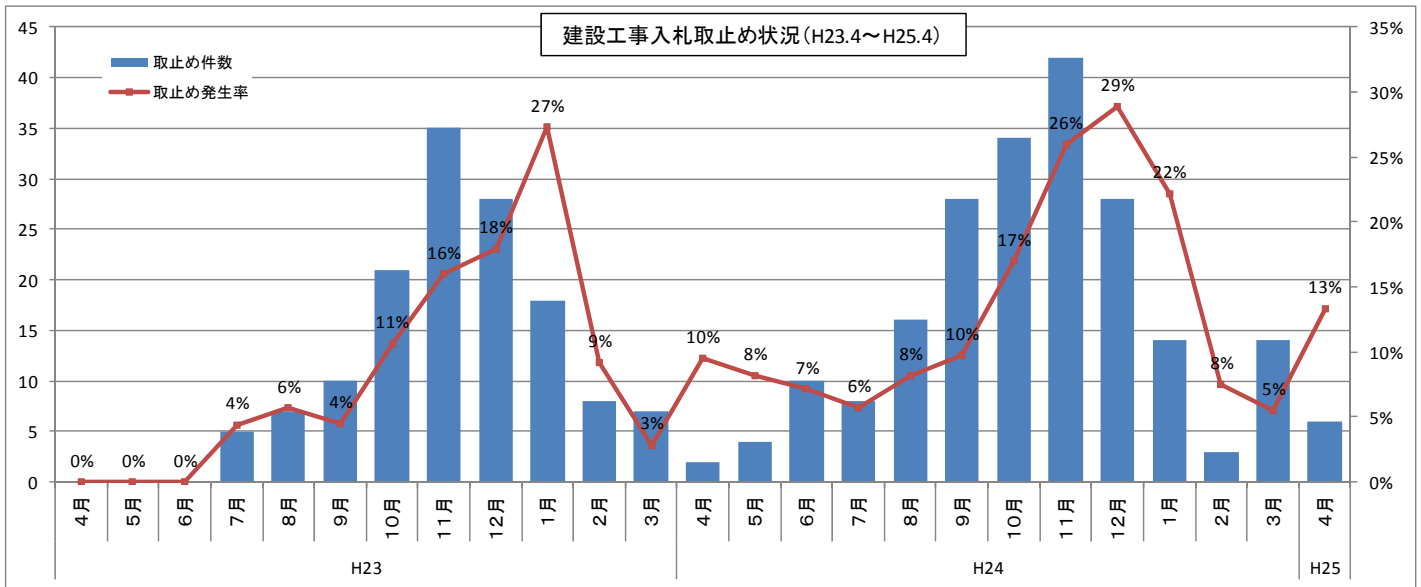
- ・ 沿岸 4 地域（久慈、宮古、釜石、大船渡）において、施工確保対策に係る課題の解決策の検討、関係機関との連携などを目的として、施工確保対策連絡調整会議を設置し、資材の需給調整や土砂流用等にかかる具体的な調整を実施している。

岩手県県営建設工事の入札不調状況

◆平成24年度の入札不調発生状況（図表には平成25年4月の状況も追記）

- H24年度における県営建設工事の入札取止め発生率は、**12%（前年度9%）**という状況となっている。
- 発注金額別では、土木C級クラス（2千5百万円未満）の工事において入札取止めが多いが、1億円以上の工事での入札取止め件数が41件（前年度2件）と増加傾向となっている。
- 主な工種別による内訳は、入札取止め率12%（前年度9%）のうち、特に管設備工事が21%（同3%）、土木工事が14%（同10%）と増加傾向となっている。

◆岩手県営建設工事入札取止め状況



	H23													H24													H25
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H23計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H24計	4月
入札件数	1	26	110	113	123	224	197	219	156	66	87	245	1567	21	49	140	139	196	288	200	162	97	63	40	256	1651	45
取止め件数	0	0	0	5	7	10	21	35	28	18	8	7	139	2	4	10	8	16	28	34	42	28	14	3	14	203	6
取止め発生率	0%	0%	0%	4%	6%	4%	11%	16%	18%	27%	9%	3%	9%	10%	8%	7%	6%	8%	10%	17%	26%	29%	22%	8%	5%	12%	13%

◆発注金額別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
1億円以上	178	2	1%	348	41	12%	12	0	0%
5,000万円以上1億円未満	206	4	2%	251	14	6%	16	1	6%
2,500万円以上5,000万円未満	347	16	5%	337	30	9%	9	2	22%
2,500万円未満	836	117	14%	715	118	17%	8	3	38%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	45	6	13%

◆工種別入札取止め状況

年度	H23			H24			H25		
	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率	発注件数	取止め件数	取止め発生率
土木	765	80	10%	904	127	14%	23	6	26%
建築一式	70	18	26%	79	18	23%	5	0	0%
電気設備	90	7	8%	70	2	3%	5	0	0%
管設備	31	1	3%	43	9	21%	2	0	0%
舗装	323	17	5%	264	14	5%	6	0	0%
その他	288	16	6%	291	33	11%	4	0	0%
合計	1,567	139	9%	1,651	203	12%	45	6	13%

宮城県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
宮城県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年3月26日にプレス発表を行い、平成24年4月1日から施行済み。
1億円以上5億円未満、2業種（土木一式、ほ装）
平成25年4月26日現在、116件登録済（76企業体）
※平成24年度実績 114件（79企業体）登録、8工事受注。
- ・改正については、10月1日にプレス発表を行い、10月15日から施行済み。
3千万円以上19.4億円未満、3業種（土木一式、ほ装、建築一式）

<国土省通知と異なる点（独自部分）>

<平成24年4月1日>

- ・予定価格が1億円から3億円未満については被災地外の定義を東北・北海道とし、3億円以上5億円未満は全国とした。
- ・代表者以外の構成員は、代表者と同等級とするが、3社かつ県内の場合は、直近下位等級1者を可とする。

<平成24年10月15日>

- ・1つの企業が登録できる企業体は3つまで、1つの共同企業体が登録できる業種を3つまでとした。また、下のおり、「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合には〔東北・北海道型〕、東北・北海道以外の場合には、〔全国型〕とし、県内の単体との混合入札や、下位等級業者が上位等級工事に参加できる複数等級入札との関係から、3億円未満の〔東北・北海道型〕のほ装を除く2業種にA等級を追加した。

●土木一式

予定価格が3千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕土木A

予定価格が1億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕土木S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕土木S

●ほ装

予定価格が3千万円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕ほ装S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕ほ装S

●建築一式

予定価格が5千万円から3億円未満については〔東北・北海道型〕：建築A

予定価格が2億円から19.4億円未満については〔東北・北海道型〕建築S

予定価格が3億円から19.4億円未満については〔全国型〕建築S

（次項 「復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の組み合わせについて」参照）

- ・総合評価落札方式における企業と技術者価評について、復興JVの場合には、代表者（県内）としていたが、いずれかの構成員（県内又は県外）とすることがで

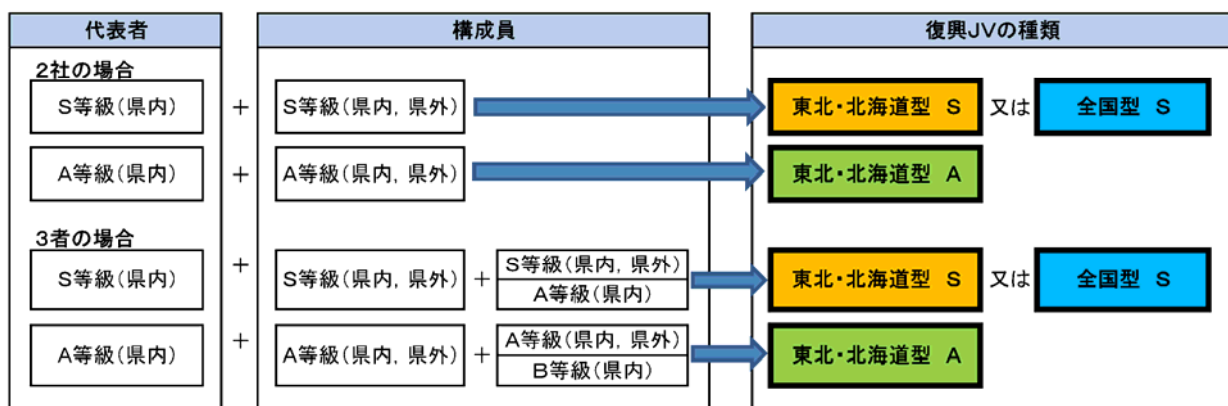
きるとした。

復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の組合せについて (平成24年10月15日以降適用)

1. 復興JVの適用金額

	3千万円	5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円	19.4億円
土木一式工事	復興JV(東北・北海道型)土木A						
			復興JV(東北北海道型)土木S				
					復興JV(全国型)土木S		
ほ装工事	復興JV(東北北海道型)ほ装S						
					復興JV(全国型)ほ装S		
建築一式工事			復興JV(東北・北海道型)建築A				
			復興JV(東北北海道型)建築S				
					復興JV(全国型)建築S		

2. 復興JVの組合せ



※「県外」の本店所在地が東北・北海道の場合【東北・北海道型】

※「県外」の本店所在地が東北・北海道以外の場合【全国型】

※A等級の県外は、本店所在地が東北・北海道に限る。

※1つの復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)で土木一式、ほ装、建築一式の3種類を登録することも可能。

※1つの企業が登録できる復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)の数は3つまで可能。

- (2) 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化
・平成24年2月23日に県内関係機関に通知済み、4月1日から適用している。
- (3) 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
・平成24年2月20日及び6月21日に県内関係機関に通知済み、それぞれ同日から適用している。
・平成25年4月1日以降の公告及び指名通知の案件が適用している。
- (4) 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更
・平成24年3月2日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
- (5) 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、
点在する工事箇所毎の工事費の算定
・平成24年6月28日に県内関係機関に通知済み、平成24年7月2日から適用している。
・対象工事を東日本大震災の復旧・復興事業から全事業への拡大を平成24年11月26日から適用している。
- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用（間接費補正）
・平成24年3月1日に県内関係機関に通知済み、同日から適用している。
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
平成24年11月6日に県内関係機関に通知済み、平成24年11月2日から適用している。
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
・実施していない。
（理由：見積もり手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため）
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
・平成24年9月28日に県内関係機関に通知済み、平成24年10月1日から適用している。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
・「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を定期的（平成24年5月23日、平成24年7月31日、平成24年10月15日、平成25年1月25日、平成25年5月17日）に開催している。
需給見通しの公表や、内陸から沿岸への需給調整、県外調達の仕組みづくり、ミキサ船の活用、生コンプラントの増設などの供給量拡大策を実施。また、海岸堤防のコンクリート2次製品への転換を図るなど需要抑制対策も実施。
建設資材対策等供給安定確保のための調査（復興調整費）を行い建設資材供給安定確保対策計画(案)を策定した。

- (10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行
・実施していない。
(理由：運用について検討を行っているところ)
- (11) 単品スライドのコンクリート類についての運用
・単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし適用。今年5月中を目標に、コンクリート類も対象とすることで調整中。
- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
・実施していない。
(理由：運用の整理中であり、積算システムの変更の目途がつき次第適用予定)

2. 各主体として独自に講じている施策

- (1) アスファルト舗装工事における下請制限等の緩和 (平成24年7月30日以降適用)
【従 来】アスファルト舗装に係る部分の施工については、元請と恒常的雇用関係にある運転手及び補助作業員により行わせることとしている(自社施工の原則)。
↓
【現 在】舗装復旧工事の本格化に対応するため、自社施工の原則を一部緩和し、請負額の5割まで下請負による施工を認めることとした。
- (2) 発注見通しに建設関連業務を追加 (平成24年8月1日以降適用)
【従 来】建設工事の発注見通しは年4回(4月、7月、10月、1月)としている。
↓
【現 在】建設工事に加え建設関連業務の発注見通しを年4回(4月、7月、10月、1月)としている。
- (3) 工事請負契約締結後における単価適用年月日の運用 (平成24年8月20日以降適用)
【従 来】契約直後に単価適用年月日の変更契約は行わない。
↓
【現 在】本県での事前公表による予定価格は、入札時点では約2ヶ月前の単価適用となり、特定の資材の高騰など実勢を反映していない可能性があることから、契約締結直後に単価適用年月日の変更を行うこととした。
- (4) 地方機関の執行権限の拡大 (平成24年9月1日以降適用)
【従 来】本県における地方機関の執行限度額は、復旧工事は3億円まで特例として拡大していたが、復興事業は1億5千万円未満としていた。
↓
【現 在】復興工事の本格化と発注ロットの大型化に対応するため、復旧事業に加え復興事業についても3億円未満とした。
- (5) 現場代理人の常駐義務緩和 (平成24年10月15日以降適用)

【従 来】 予定価格(税込み) 8 千万円未満の工事において、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合には、県の発注する同一市町村内の工事で 2 件まで可能。

↓

【現 在】 金額による制限を緩和し、入札時の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある場合のみ同条件で可能とした。

(6) 監理技術者の専任要件の緩和 (平成 24 年 10 月 15 日以降適用)

【従 来】 予定価格(税込み) 8 千万円以上の工事を一律に専任の対象としていた。

↓

【現 在】 廃止 (建設業法上の規定により、専任配置が必要な場合を除く)

(7) 下請承認における取り扱いの緩和 (平成 24 年 10 月 15 日以降適用)

【従 来】 オープンブック方式により事前提出している下請負企業及び金額に変更が生じた場合には、工事成績調書での減点対象となっていた。

↓

【現 在】 復旧・復興工事の本格化に伴い、労働者や資機材の不足が深刻化し下請企業の確保が困難である等のやむを得ない事情の場合には、減点対象外として取り扱うこととした。

(8) オープンブック方式適用の緩和 (平成 25 年 5 月 7 日以降適用)

【従 来】 一般競争入札の全ての工事が施工体制事前提出の対象となっていた。

↓

【現 在】 1 億円未満の工事については、最低価格落札方式適用に移行したことに合わせ、工事費内訳書のみの記入として取り扱うこととした。

(9) 着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

(平成 25 年 5 月 7 日以降適用)

【従 来】 開札日において他工事の配置技術者ではないこととしていた。

↓

【現 在】 指定条件を満たす場合は、着手指定日において他工事の配置技術者ではないこととした。

復旧・復興工事の施工確保に向けた取り組み

未曾有の大震災からの県土の復旧・復興事業の推進にあたって、建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、事業執行体制の問題などを関係機関とも連携し、事業の施工を確保しながら着実に復興を成し遂げていく。

【①建設資材の確保】

- 資材団体等との調整会議の開催
- 建設資材調査・対策計画の策定
- 生コン用砂の資材の県外調達
- プラント設置に対する支援を要望
- 需要予測の精度向上

【②予定価格の適切な算出】

- 実勢を反映した労務単価の設定
- スライド条項の適用
- 労働者確保に要する追加費用(間接費補正)
- 点在する工事箇所ごとの間接費算定
- 急激な物価変動に対応した予定価格の算定

【③技術者等の確保】

- 復興JVの創設
- 配置技術者の雇用関係の緩和
- 主任技術者の専任要件の緩和
- 舗装工事の下請制限の緩和
- 作業員宿舍確保の検討

国・被災3県・仙台市との連携

- 「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」での連携
- 共通要望・支援要請

復旧・復興事業の推進

基本理念：「次世代に引き継ぐことのできる
持続可能な宮城の県土づくり」
行動計画：「宮城県社会資本再生・
復興アクションプラン」
計画期間：5ヶ年（H23～H27）
（復旧3年，再生2年）

施工確保に向けた5つの取り組み

業界団体との連携

- 技術者・労務者の確保
- 意見交換・実態調査

【⑤事業執行体制の強化】

- 発注ロットの拡大による省力化
- 地方機関執行額上限の拡大
- 自治法派遣職員の協力要請
- 発注者支援の運用開始
- CM方式の活用検討

庁内・部内の連携

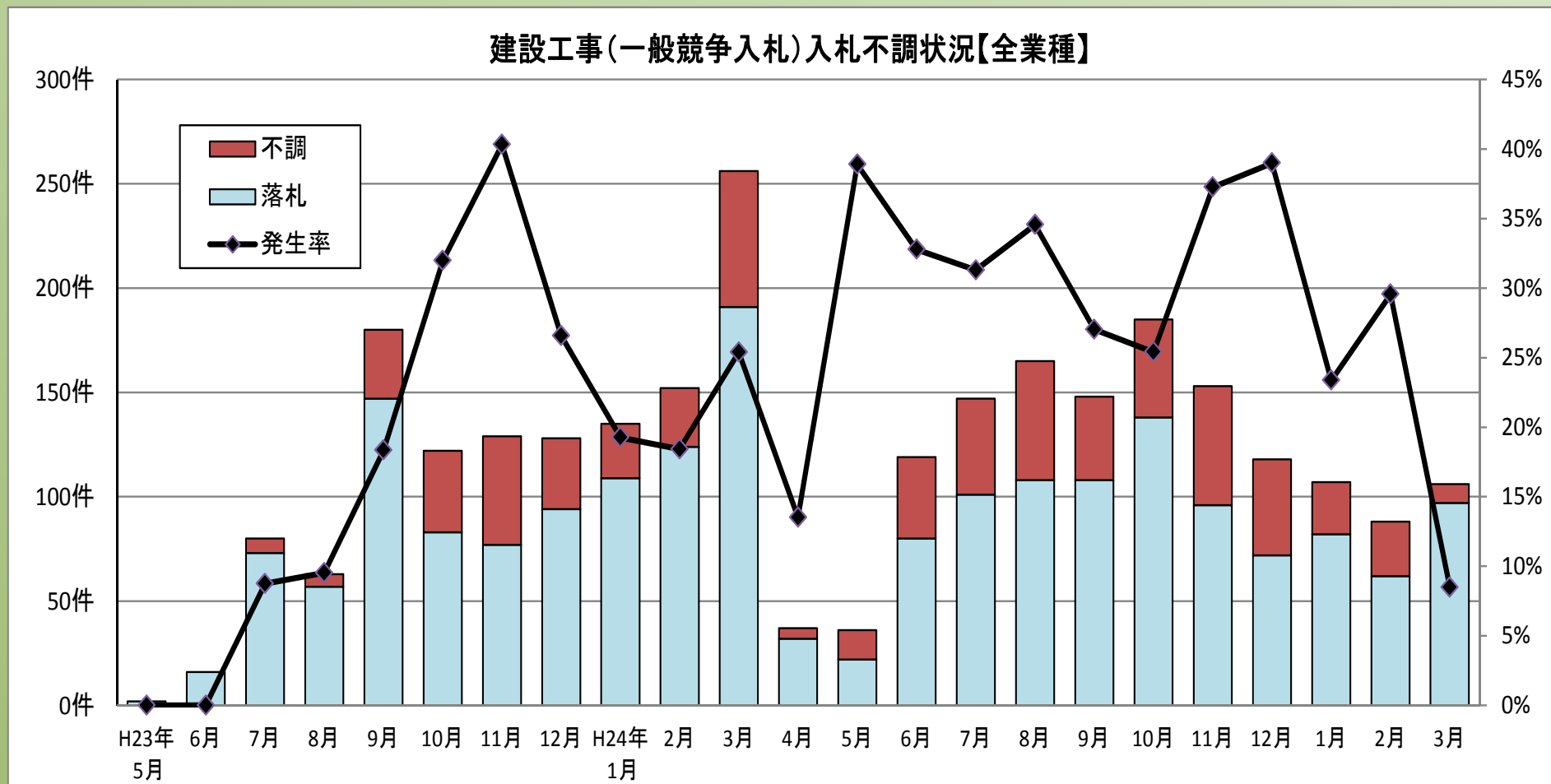
- 庁内部局
- 部内課（室）・地方機関
- 派遣応援職員

【④入札契約制度】

- 総合評価「特別簡易型」の創設
- 等級別発注金額の引き上げ
- 混合入札・複数等級入札
- 入札不調時の再入札事務の簡素化
- 発注見通し（工事・委託）の公表

県発注工事の入札不調状況①(月別)

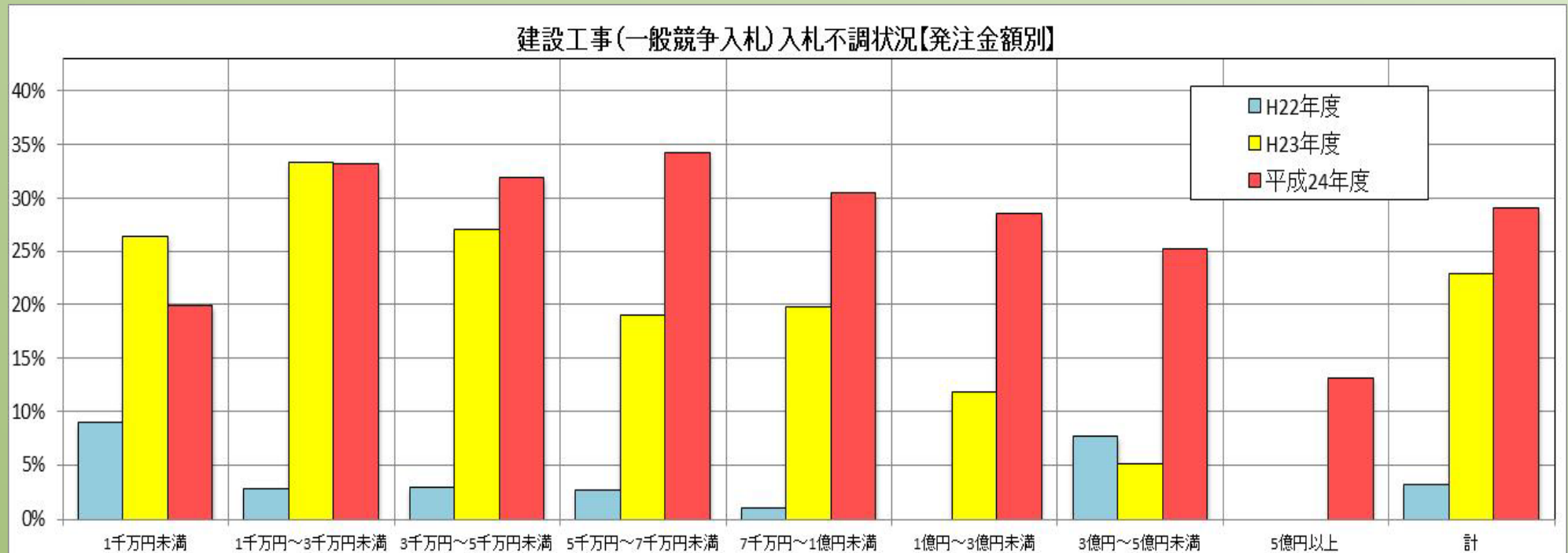
〇月別(平成25年3月末現在)



月	H23年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
落札件数	2	16	73	57	147	83	77	94	109	124	191	973	32	22	80	101	108	108	138	96	72	82	62	97	998
不調件数			7	6	33	39	52	34	26	28	65	290	5	14	39	46	57	40	47	57	46	25	26	9	411
計	2	16	80	63	180	122	129	128	135	152	256	1,263	37	36	119	147	165	148	185	153	118	107	88	106	1,409
発生率	0%	0%	9%	10%	18%	32%	40%	27%	19%	18%	25%	23%	14%	39%	33%	31%	35%	27%	25%	37%	39%	23%	30%	8%	29%

県発注工事の入札不調状況②(発注金額別)

○発注金額別(平成25年3月末現在)



発注金額	平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
1千万円未満	131件	13件	144件	9%	50件	18件	68件	26%	32件	8件	40件	20%
1千万円～3千万円未満	381件	11件	392件	3%	255件	128件	383件	33%	197件	98件	295件	33%
3千万円～5千万円未満	230件	7件	237件	3%	156件	58件	214件	27%	119件	56件	175件	32%
5千万円～7千万円未満	72件	2件	74件	3%	93件	22件	115件	19%	73件	38件	111件	34%
7千万円～1億円未満	91件	1件	92件	1%	117件	29件	146件	20%	98件	43件	141件	30%
1億円～3億円未満	142件		142件	0%	244件	33件	277件	12%	326件	131件	457件	29%
3億円～5億円未満	12件	1件	13件	8%	37件	2件	39件	5%	74件	25件	99件	25%
5億円以上	4件		4件	0%	21件		21件	0%	79件	12件	91件	13%
計	1,063件	35件	1,098件	3%	973件	290件	1,263件	23%	998件	411件	1,409件	29%

県発注工事の入札不調状況③(業種別)

○業種別(平成25年3月末現在)

業種	平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率	落札	不調	計	発生率
土木一式工事	459件	8件	467件	2%	366件	139件	505件	28%	424件	250件	674件	37%
ほ装工事	145件	5件	150件	3%	214件	64件	278件	23%	163件	92件	255件	36%
電気工事	68件	3件	71件	4%	114件	6件	120件	5%	88件	7件	95件	7%
建築一式工事	54件	3件	57件	5%	37件	32件	69件	46%	54件	25件	79件	32%
機械器具設置工事	52件	4件	56件	7%	54件	3件	57件	5%	50件	3件	53件	6%
法面処理工事	63件	2件	65件	3%	40件	6件	46件	13%	35件	1件	36件	3%
とび・土工・コンクリート工事	62件	1件	63件	2%	28件	18件	46件	39%	43件	16件	59件	27%
管工事	22件	2件	24件	8%	29件	11件	40件	28%	22件	6件	28件	21%
塗装工事	44件	1件	45件	2%	34件		34件	0%	34件	1件	35件	3%
電気通信工事	24件	2件	26件	8%	26件	3件	29件	10%	25件	4件	29件	14%
鋼橋上部工事	12件	2件	14件	14%	13件	4件	17件	24%	8件	1件	9件	11%
しゅんせつ工事	5件	1件	6件	17%	3件	1件	4件	25%	13件		13件	0%
防水工事	3件		3件	0%	2件	2件	4件	50%	4件	1件	5件	20%
鋼構造物工事	25件		25件	0%	4件		4件	0%	17件	2件	19件	11%
プレレストコンクリート工事	9件	1件	10件	10%	4件		4件	0%	8件		8件	0%
さく井工事	3件		3件	0%	2件		2件	0%	4件	1件	5件	20%
水道施設工事	2件		2件	0%	2件		2件	0%	4件	1件	5件	20%
造園工事	6件		6件	0%	1件		1件	0%	2件		2件	0%
熱絶縁工事						1件	1件	100%				
消防施設工事	4件		4件	0%								
石工事	1件		1件	0%								
計	1,063件	35件	1,098件	3%	973件	290件	1,263件	23%	998件	411件	1,409件	29%

福島県における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
福島県

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・ 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を平成23年12月から実施しており、これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。
- ・ 平成25年4月から、対象金額を予定価格1億円以上に引き下げた。また、代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付けAランクの者としていたが、県内に委任先を有しないAランクの者も参加可能とした。
さらに、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・ 同一のあるいは別々の主体が発注し工作物に一体性又は連続性が認められる工事がかつ、工事現場相互の間隔が5km程度の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度まで管理することができることとした。平成24年2月29日通知

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・ 設計労務単価の改定を受け、平成25年4月1日以降から適用している。

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・ インフレスライド条項の要件に該当する工事については、適宜、変更を行っている。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、 点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・ 平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「施工箇所が点在する工事の間接費の積算」を適用している。

（6）被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・ 平成24年10月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」を適用している。

（7）市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・ 資材費の見積活用については、平成24年7月1日から、国から発出された「東日本大

震災の被災地での建設工事等における予定価格の算出のための資材価格及び労務費で見積活用の推進について」を適用している。

- ・ 労務費の見積活用については、実施していない。

(8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・ 平成24年7月1日から、復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領を定め、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」を適用している。(具体的な変更手法の制定は平成24年8月9日)

(9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・ 東北地方整備局が設置する分科会の設置はありません。

2. 各主体として独自に講じている施策

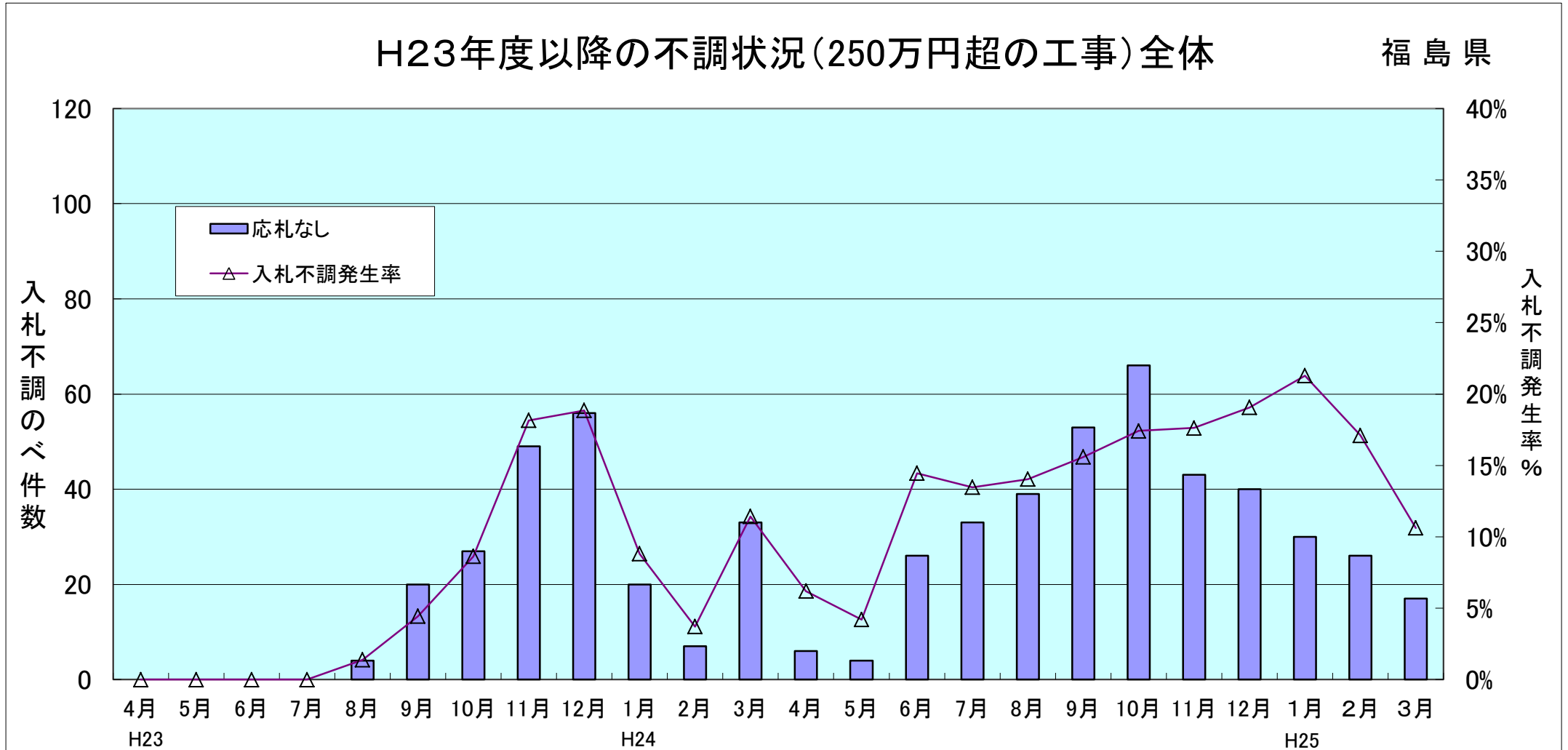
福島県の施策は別紙「復旧・復興工事に関する施工確保に向けた入札制度等の改正」を参照ください。

福島県建設工事の入札不調状況

●平成24年度の入札不調発生状況

- ① 平成24年度における建設工事の不調発生率は13.9%(前年度7%)となっている。
- ② 発注金額別では、3千万円未満の工事において、不調発生率が高い。
- ③ 主な工種別内訳は、入札不調発生率13.9%(前年度7%)のうち、特に建築工事が14.5%(前年度5.6%)、一般土木工事が19.5%(同11.5%)と増加傾向となっている。

●福島県建設工事の不調状況



不調(応札なし)	0	0	0	0	4	20	27	49	56	20	7	33	6	4	26	33	39	53	66	43	40	30	26	17	216	383	
入札事務件数	69	131	189	189	291	450	313	270	297	227	189	289	97	95	180	245	278	340	379	244	210	141	152	160	3,062	2,755	
不調発生率%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	4.4%	8.6%	18.1%	18.9%	8.8%	3.7%	11.4%	6.2%	4.2%	14.4%	13.5%	14.0%	15.6%	17.4%	17.6%	19.0%	21.3%	17.1%	10.6%	7.05%	13.90%	
平均落札率%	93.2%	93.3%	93.5%	93.5%	94.1%	93.4%	93.1%	95.0%	95.5%	95.4%	96.4%	94.1%	94.6%	94.9%	95.0%	93.4%	94.4%	94.3%	94.6%	95.5%	94.7%	94.3%	95.2%	96.0%	94.20%	94.66%	
																										H23合計	H24合計

●工種別入札不調の状況

年	度	H23			H24			合計		
		入札件数	不調件数	不調発生率	入札件数	不調件数	不調発生率	入札件数	不調件数	不調発生率
一	般	1,549	178	11.5%	1,411	275	19.5%	2,960	453	15.3%
舗	装	702	11	1.6%	444	31	7.0%	1,146	42	3.7%
建	築	197	11	5.6%	241	35	14.5%	438	46	10.5%
電	気	121	0	0.0%	150	5	3.3%	271	5	1.8%
法	面	119	4	3.4%	131	12	9.2%	250	16	6.4%
そ	の	374	12	3.2%	378	25	6.6%	752	37	4.9%
合	計	3,062	216	7.1%	2,755	383	13.9%	5,817	599	10.3%

●発注金額別入札不調の状況(250万円未満除く)

年	度	H23			H24			合計		
		入札件数	不調件数	不調発生率	入札件数	不調件数	不調発生率	入札件数	不調件数	不調発生率
1	億	180	0	0.0%	328	27	8.2%	508	27	5.3%
5,000	万円以上1億円未満	213	2	0.9%	322	40	12.4%	535	42	7.9%
3,000	万円以上5,000万円未満	307	7	2.3%	377	49	13.0%	684	56	8.2%
3,000	万円未満	2,221	85	3.8%	1,728	267	15.5%	3,949	352	8.9%
調	書	141	122	86.5%			#DIV/0!	141	122	86.5%
合	計	3,062	216	7.1%	2,755	383	13.9%	5,817	599	10.3%

※H23は、予定価格調査未開封のものは、予定価格を調査していないため、調査未開封で整理した。

【復旧・復興工事に関する施工確保に向けた入札制度等の改正】

●印が、平成25年3・4月からの取組

(1) 福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応

- 発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。
＜平成23年12月～、県独自の取組＞
- 資材不足が懸念される方部にあつては、連絡協議会の中に建設資材作業部会を新たに設け、発注者・受注者・資材業者により、方部毎の実情に応じた連携・調整を行っている。
＜平成24年6月～、県独自の取組＞

(2) 入札制度

①契約事務手続きの簡素化・迅速化

- 東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については随意契約により速やかに対応する
＜平成23年3月～、県独自の取組＞

②工事等の前金払い割合の引き上げ

- 受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合の割合の引き上げを行った。
＜平成23年4月～、県独自の取組＞

③より詳細な発注見通しの公表

- 工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月ごとに内容を見直し公表することとした。
＜平成24年3月～、県独自の取組＞

④公募型随意契約の実施

- 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募。これにより発注される随意契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。
＜平成23年12月～、県独自の取組＞
- 予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とした。
＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑤総合評価方式に復興型を新設

- 復興・再生事業等に係る工事を対象に、入札手続きの短縮、簡素化を図るため復興型を新設し適用できるようにした。復興型は、特別簡易型と同様の総合評価方式であり、予定価格が19億4千万円未満の工事はすべて適用できる。設計金額3千万円未満の工事は、これまでどおり、価格競争による。
また、公告期間については最大5日間短縮できる。
＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑥福島県版復興JV制度の拡充

- 復興・再生事業等又は災害復旧事業に係る工事における特定JVの取扱い内容を見直した。対象金額を発注種別にかかわらず一律、予定価格1億円以上に引き下げた。また、代表構成員以外の構成員は、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先としての登録を受けた支店又は営業所を有する格付けAランクの者としていたが、県内に委任先を有しないAランクの者も参加可能とした。

さらに、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑦地域要件、格付要件の弾力的な運用

●地域要件

入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。

●格付要件

入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付け以上の業者を含めることができることとした。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

⑧提出書類に係る簡素化の試行

●見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。

●総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

＜平成25年4月～ 県独自の取組＞

(3) 規制緩和<技術者不足への対応>

①専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和

- 一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務（原則2件程度）を可能とした。

（被災地域の特例措置）

＜平成24年2月末、国の対応を踏まえた取組＞

②現場代理人の常駐義務の緩和

- 同一事務所管内の2,500万円未満の工事で発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できるような常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。

＜平成23年11月～、県独自の取組＞

- 上記①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。

＜平成24年3月～、県独自の取組＞

③配置技術者の雇用条件の緩和

- 専任の監理技術者等に求める3ヶ月以上の雇用関係を3ヶ月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。

＜平成23年3月～、明確化平成24年6月～、県独自の取組＞

(4) 適切な工事価格の算出

①設計労務単価の見直し

- 被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全51職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33職種について改正を実施した。

＜平成24年2月23日、国の対応を踏まえた取組＞

- 「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を県並びに関係各位から国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う5職種の作業員の単価が改定された。

＜平成24年6月21日、国の対応を踏まえた取組＞

※なお、支払実績と設計労務単価にかい離が生じていないことから、9月、12月の単価改定は実施されなかった。

- 実績価格や法定福利費相当額を反映し、被災地等の入札不調に対応した機動的な措置として設計労務単価が大幅に改定された。本県平均20%増。

＜平成25年4月5日、国の対応を踏まえた取組＞

②東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更（インフラド）

- 上記①にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。

＜平成24年3月～、国の対応を踏まえた取組＞

③点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

- 発注者の判断により、工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

④遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

- 通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととした。

＜平成24年6月～、国の対応を踏まえた取組＞

⑤被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できこととなった

＜平成24年10月～、国の対応を踏まえた取組＞

(5) 施工体制の確保

①十分な技術者・労働者の確保

- 予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、公募型随意契約を実施し、応募対象に特定JVを含めた。特定JVについては、代表構成員を県内企業に限定し、その他の構成員については県内企業または県内に委任先のある県外企業とし、県内企業を最大限活用するとともに、地域外の技術力・労働力等も活用することとした。

＜平成23年12月～、県独自の取組＞

②資機材の調達

- 福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者受注者、資材業者が連携し、福島県内における建設資材の安定供給を図ることとした

＜平成24年6月～、県独自の取組＞

③発注規模の適正化

- 入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んだ。

④発注時期の平準化

- 災害復旧工事について、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとした。

⑤フレックス工事実施要領の改定

- 「請負者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した
＜平成24年3月～、県独自の取組＞

⑥準備期間確保工事

- 復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を90日以内で加算できることとした。
＜平成25年3月～、県独自の取組＞

＜参考＞

①工事受注に対するインセンティブの付与

- 受注意欲を高めるため、一定程度以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。
＜平成25年4月～、県独自の取組＞

②疑義申立期間の設置

- 入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとした。
＜平成25年4月～、県独自の取組＞

復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しについて

平成 25 年 3 月
入札監理課

1 見直しの理由

現在、東日本大震災により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応しているが、その他の工事においては、通常どおりの入札手続により行われている。

今後、復興工事が本格化するに当たり、早急な整備を促進する必要があることから、入札不調への対策を講じながら入札手続の短縮・簡素化を図るため、復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しを行うこととする。

2 見直し内容

① 総合評価方式（復興型）の新設

1) 対象工事

復興・再生事業等に係る工事を対象に実施することができる。

ただし、予定価格が19億4千万円以上の工事を除く。

（平成24年度緊急経済対策に係る工事も対象とすることを可能とする。）

2) 対象金額

設計金額が3千万円以上とする。

（設計金額が3千万円未満の工事は、価格競争によるものとする。）

3) 評価項目及び配点

特別簡易型と同様にする。

4) 公告期間の短縮

公告期間については、質問回答期間等を勘案の上、最大5日間短縮することができるものとする。

② 福島県版復興JV制度の拡充

大規模な災害復旧工事での公募型随意契約における特定JVの取扱い内容を見直した上で、「福島県版復興JV制度」の適用対象工事を拡大する。

1) 対象工事

現在：公募型随意契約による大規模な災害復旧工事

見直し後：復興・再生事業又は災害復旧事業に係る工事

（契約締結の方法を問わない。）

2) 対象金額

現在	：一般土木工事、建築工事	予定価格	5億円以上
	その他工事	予定価格	3億円以上
見直し後	：発注種別にかかわらず一律	予定価格	1億円以上 19億4千万円未満

3) 代表構成員

現在：県内に主たる営業所を有する建設業者であること。
見直し後：(要件の見直しはなし)

4) その他の構成員

現在：地域要件を満たすものであること。ただし、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先として登録を受けた支店又は営業所を有する者に限り構成員となることができる。
見直し後：工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。

5) 配置技術者の専任

現在：全ての構成員が工事現場毎に技術者を専任で配置しなければならない。
見直し後：発注者が、全構成員の技術者専任を必要と判断した場合を除き、共同施工を行う場合であって、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できる。

③ 公募型随意契約の対象金額の拡大

随意契約によることができる場合の要件はこれまでどおりであるが、復興JV制度の拡充に伴い、公募型随意契約によることができる場合の対象金額を見直す。

現在：予定価格が概ね3億円以上5億円未満の災害復旧工事についてもなるべく準用すること。
見直し後：予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事についても準用可能とする。

④ 地域要件・格付要件

1) 地域要件

現在：入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができる。
見直し後：入札不調後は、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とする。

(入札参加条件等審査委員会の審査省略可)

(例)

一般土木工事の場合(地域要件：管内、隣接3管内、県内)

現在：管内 ⇒ 隣接3管内に拡大可

見直し後：管内 ⇒ 隣接3管内又は県内に拡大可

2) 格付等級

現在：発注する案件に該当する格付等級とする。

見直し後：入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付以上の業者を含めることができる。

(入札参加条件等審査委員会の審査を要す。)

(例－1)

一般土木工事の場合(格付等級A・B・C・D)

当初 2,500 万円 (ABC)	⇒	合冊 3,300 万円 (現在AB)
追加 800 万円 (BCD)		→ (見直し後ABC)

(例－2)

一般土木工事の場合(格付等級A・B・C・D)

当初 8,000 万円 (AB)	⇒	合冊 11,300 万円 (現在A)
追加 2,500 万円 (ABC)		→ (見直し後AB)
追加 800 万円 (BCD)		

※ 例－1の場合Cランク、例－2の場合Bランクを加えることもできる。

⑤ 提出書類に係る簡素化の試行

この運用は、復興加速化のための特例措置として試行するものであり、不適正な事案が発覚した場合は試行を取り止めることがある。

1) 見積内訳書の取扱い

施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とする。

2) 総合評価方式における低入札価格調査

落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとする。

また、失格基準に該当する場合は、これまでどおり失格となる。

なお、誓約書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格制限の対象となることがある。

⑥ 疑義申立期間の設置

入札参加者が、契約締結前に工事発注機関に対して、積算に対する疑義申し立てできる期間を設けることとする。

3 見直しによる効果

1) 復興型における迅速な入札手続（入札期間の短縮）

入札公告から落札決定までの期間を標準型と比較した場合、約2週間の短縮が図られる。

2) 入札不調対策

福島県版復興JV制度の拡充に伴い応札者の増加が見込まれ、また、入札不調後において地域要件・格付等級の拡大が図られることにより、不調件数の減少が期待できる。

3) 入札契約手続の簡素化

復興型の新設及び見積内訳書の提出不要や低入札価格調査に代えての誓約書提出により、入札参加者の提出書類の簡素化による負担軽減が図られ、入札に参加しやすい環境を整えられるとともに、入札事務の軽減も図られる。

4 施行時期

平成25年4月1日以降に公告する案件から施行し、適用期間については復旧・復興の進捗状況を踏まえ判断していくこととする。

仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

平成25年5月
仙台市

1. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（2月14日公表）及び国土交通省における更なる復旧・復興事業の施工確保対策（6月15日公表）等の実施状況

（1）復興JV制度の活用

- ・平成24年4月23日から施行済
 - ・平成25年5月1日現在、5件登録済。活用実績（入札参加）なし。
- <国交省通知と異なる点（独自部分）>
- ・対象金額は1千万円以上5億円未満
 - ・予定価格1億円未満を目安として、東北6県内の企業のみから構成されたJVに参加を限定することがある。

（2）一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

- ・平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・工事現場の相互の間隔が5km程度について「自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する5km程度」とした。
- ・同一の主任技術者が兼務可能な件数を2件までとした。

（3）実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成24年6月21日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用
- ・平成25年4月1日以降に当初契約を締結する工事から適用

（4）急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

- ・平成24年3月2日から運用開始
- <国交省通知と異なる点（独自部分）>
- ・適用、請求日及び基準日の特例として、平成24年2月20日を基準日とするスライド協議の請求を運用施行日から1ヶ月とした。
 - ・適用対象工事において、入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も対象とした。

（5）発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出、

点在する工事箇所毎の工事費の算定

- ・平成24年7月2日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
- ・東日本大震災の復旧・復興事業を対象とし運用していたが、平成24年12月20日より、その他災害復旧事業や一般事業も対象とした。

<国交省通知と異なる点（独自部分）>

- ・点在する工事施工箇所間の距離が100mを越える工事については、施工箇所

ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出できるものとした。

- (6) 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応、
宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
- 間接費率の補正
 - ・平成24年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から運用開始
 - 間接費の設計変更
 - ・平成24年11月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは11月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（土木工事）
- <国交省通知と異なる点（独自部分）>
- ・平成25年2月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは2月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始（建築・電気設備・機械設備工事）
- (7) 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
- ・実施していない。
(理由：見積手法が煩雑で、被災三県・仙台市では設定が困難であるため)
- (8) 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- ・平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは10月1日時点で契約中の工事を対象として運用開始
 - ・購入費の変更を対象とする建設資材を、生コンクリート、アスファルト合材、石材（山砂、砕石、捨石、被覆石等）とし、輸送費の変更を対象とする建設資材を仮設材（鋼矢板等）とした。
- (9) 資材連絡会・分科会の設置・拡充
- ・平成24年5月に宮城県において、建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会を設置し、5月、7月、10月、1月、平成25年5月に分科会を開催し、建設資材の需給見通し、現状の課題と対応策などについて議論した。
- (10) 労働者宿舍設置の積算方法等の試行
- ・実施していない。
(理由：具体的な運用について検討中。)
- (11) 単品スライドのコンクリート類についての運用
- ・単品スライドについては、平成20年7月10日から鋼材類、燃料油を対象とし適用。同年9月24日より、この2品目以外の主要な工事材料も対象とする拡充を実施済。
- (12) 被災地で使用する建設機械の機械損料補正
- ・実施していない。
(理由：積算システムカスタマイズ後適用予定。)

2. 各主体として独自に講じている施策

(1) 契約締結時点における設計単価変更の運用（平成24年8月20日以降入札公告）

【従 来】労務、資材単価等は当初積算時点の単価を精算時まで使用する。（スライド、追加工種による増工は除く。）

↓

【現 在】労務、資材単価等を当初契約締結時点で適用されている仙台市単価を用いて契約変更できる。

仙台市発注工事における 入札不調等の状況について

-35-

平成25年5月22日

仙 台 市



仙台市における復旧・復興事業の施工確保対策

<技術者等の確保>

- 復興JV制度の創設(平成24年4月23日より運用)
- 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(平成24年5月1日より運用)
- 現場代理人の兼務(平成23年6月20日より運用, 平成24年5月1日拡大)【**契約約款を活用した対策**】

<予定価格の適切な算定>

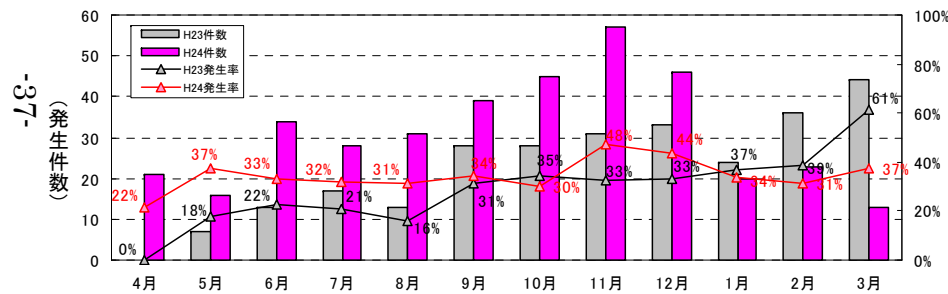
- 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定(平成24年2月, 6月及び平成25年4月改定)
- 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更【**インフレスライド条項**】(平成24年3月2日より運用)
- 発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算出(平成24年7月2日より運用, 同年12月20日拡大)
- 契約締結時点における設計単価変更の運用【**独自対策**】(平成24年8月20日より運用)
- 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入(平成24年10月1日より運用)
- 被災地以外からの労働者の確保に要する追加費用への対応(平成24年3月1日より運用)
- 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
(平成24年11月1日[土木], 平成25年2月1日[建築・設備]運用開始)【**※建築・設備は独自対策**】

仙台市発注工事における入札不調等の状況

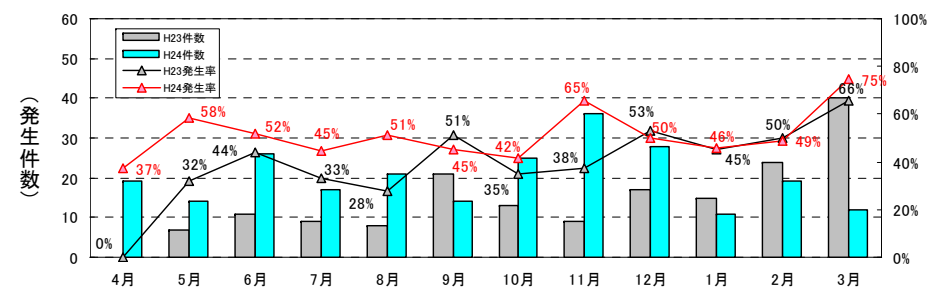
平成24年度の仙台市発注工事(随意契約を除く)における入札不調・不落件数は、開札件数1,084件に対し、373件で**入札不調等発生率34%**(前年度32%)となっており、主な内訳として**土木工事50%**(同46%)、**舗装工事26%**(同16%)、**建築工事12%**(同36%)と、全体的には若干増加しているものの、昨年度とほぼ同様の傾向を示している。

〈平成24年度 月毎不調・不落発生状況〉(3月末時点)

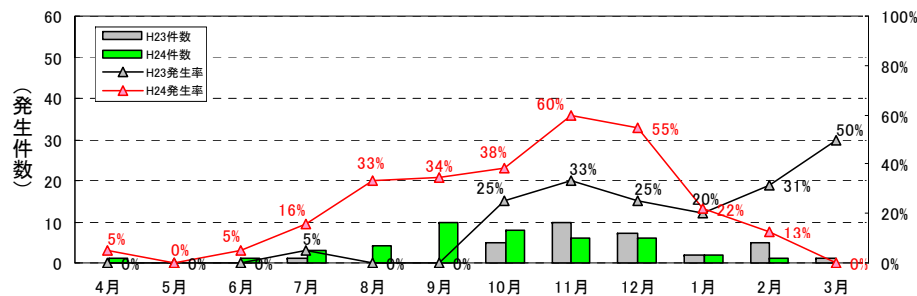
(全工種)



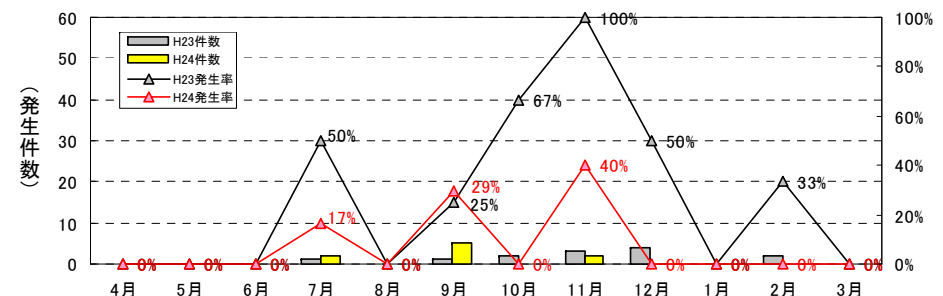
(土木工事)



(舗装工事)



(建築工事)



仙台市発注工事における入札不調等の特徴

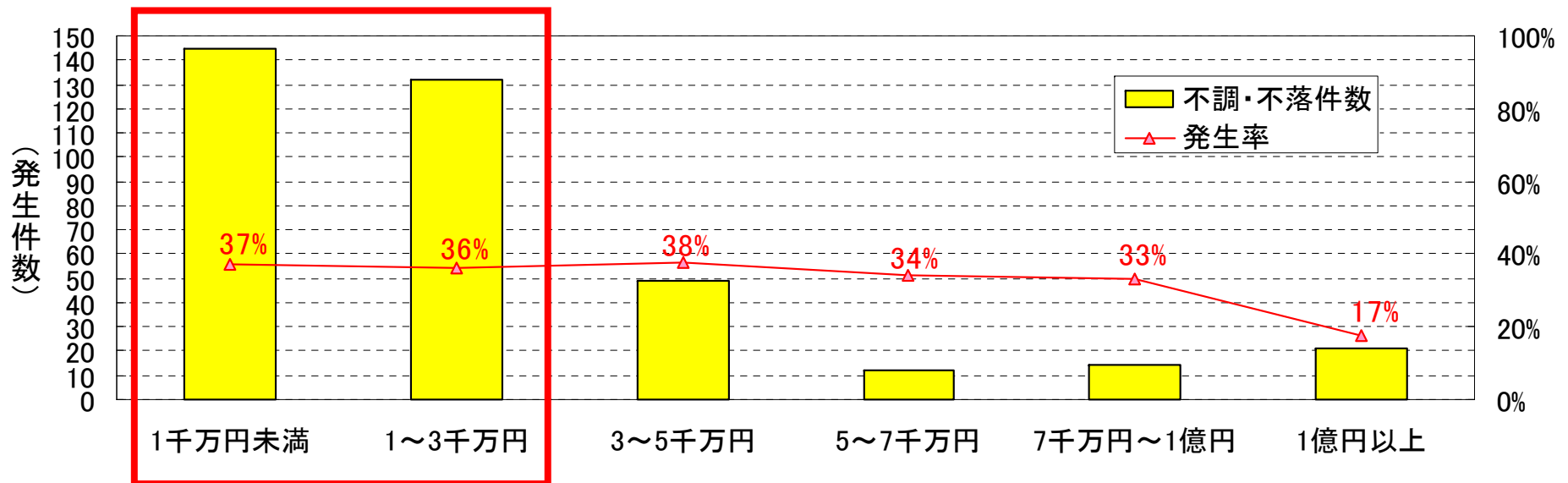
仙台市発注工事(随意契約を除く)では、1億円未満の工事において、入札不調等発生率が30%以上の高い数値を示しており、特に、**入札不調・不落となった373件のうち、277件の約74%が3,000万円未満の小額工事に集中**している。

＜入札不調等が発生した場合対応＞

入札不調となった場合、ロットの拡大や建設企業への空き具合等の確認を行い、指名競争入札や、緊急を要する工事については随意契約などを行い、**復旧・復興事業は再発注によりほぼ契約できている。**

＜平成24年度 全工種価格帯別不調・不落発生状況＞（3月末時点）

3,000万円未満=277件



施工確保対策<入札不調>の課題

これまでの
対策

- 急激な物価変動に伴う請負代金額の変更【インフレスライド条項】
- 契約締結時点における設計単価変更の運用【独自対策】
- 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入



上記対策に
おける課題

- 設計変更協議資料の作成が伴い、技術者が不足する状況において、大きな負担となっている。
- 設計変更による対応のため精算時にどの程度の増額が見込めるか不透明である。
- 建設企業は、予定価格に対して適正利潤を得られるかを求めている。

更なる課題

- 被災三県では、労働者確保や生コンなどの資材調達難により、著しい施工効率の低下と工期延期を余儀なくされ、標準歩掛りと実態とに乖離が生じている



< 予定価格に反映できる対策 >

必要となる
追加対策

- 間接工事費における「復興補正係数」の新設
- 国が試行する「日当たり作業量の補正」など、被災地の実態を反映できる歩掛補正

施工確保対策<資材不足>の課題

宮城県分会 の対策

<供給量拡大策>

- 生コンクリート打設時間の拡大
- 生コンクリート運搬車の増車
- 不足する細骨材(砂)の県外調達
- ミキサー船の活用・・・など

<需要量抑制策>

- コンクリート二次製品の活用
- 再生材の利用拡大

現状

- 出荷量調整による工期の遅延
- 調達が少量の場合、受注者自らプラントに受取り【作業効率の低下】

課題

- 需給予測の精度向上
- 供給可能量から見た場合、需給バランスは概ね保てるとされているが、上記現状や今後本格化する復興工事に伴い生コン需要が増大することから、更なる対策が必要となる。

今後の対応

- 公設プラントの建設の必要性の検討
- コンクリート打設時間の平準化に向けた検討
- 不足する細骨材(砂)の県外調達の拡充など、生コンクリートの安定供給対策については、仙台市のみで解決できる問題でないことから、今後とも東北地方整備局、宮城県、関係団体と連絡を密にしながら、対策を講ずる。